

「さいたま市議会への要望書」

さいたま市議会 桶本 大輔 議長殿

さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会有志

代表：平修久、薄井俊二

(賛同者名) 尾内浩子、栗原 保、杉 尚明、滝澤玲子

土橋康夫、轟 和宏、中野一恵、萩原淳司

2016年3月4日

さいたま市議会におかれましては、日頃より市民活動に対するご理解とご支援、改めて御礼申し上げます。

「さいたま市議会へのご質問」(2016年1月26日)に関しまして、平成28年2月8日付文書にてご回答頂まして、ありがとうございました。

早速、回答文書と条例改正案に係る会議録を、さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会有志で熟読しました。しかしながら、私たちの質問である、「これまでのサポートセンターの運営について、貴議会は、どういう点を不適切だとお考えなのか、何を問題と捉えられたのか」の答えを会議録から見出すことは、有志の誰一人としてできませんでした。

条例改正の背景・理由等を市民活動サポートセンターの利用者の方々にきちんと伝えることは、運営協議会の重要な役割と考えていますが、この役割が果たせない状況が継続しており、非常に苦慮しています。

ところが、さいたま市議会基本条例を読み、市議会のさらなるご支援を頂けると意を強くしました。同条例の第4条には、議会の活動の原則として、「(6)議会への理解と信頼の向上のため、議会運営の透明性を確保するとともに、議会の諸活動を市民に説明すること。」と書かれているとともに、第15条では、議員の活動の原則として、「議会における政策の決定の過程等について、市民に説明すること。」と規定されています。この「説明」につきましては、文書で理解できない場合は、口頭での説明を行って頂けるものと推察致しました。

そこで、お送り頂きました会議録では条例改正の理由や背景が理解できませんので、「さいたま市市民活動サポートセンター条例」の改正の決定過程等について、直接、市民に対して説明する場を設けて頂くことを要望致します。

大変にお忙しいところを恐縮ですが、是非ともご検討いただき、3月18日頃までにお返事をいただければ幸甚に存じます。

よろしくお願い申し上げます。